

タリフ・トラッカー

国別関税リスト(2025年6月19日時点まで)

タリフの種類	中国	メキシコとカナダ	グローバル	補足
基本レート	HTSUS	HTSUS	HTSUS	
301タリフ	7.5%-100% ¹	N/A	N/A	
232自動車に関するタリフ	2025年4月3日から、乗用車および軽トラックに対して25%の税率が適用されます。 2025年5月3日から、乗用車および軽トラックの指定自動車部品に25%の割引が適用されます。	2025年4月3日から、乗用車および軽トラックに対して25%の関税が課されます。ただし、USMCAの優遇措置規則に該当する車両については、米国産でない部分のみに関税が課されます。 2025年5月3日から、乗用車および軽トラックの選択された自動車部品について25%の関税が適用されます。ただし、USMCAの優遇措置規則に該当する部品については、商務省が当該自動車部品の非米国産部品の価値にのみ関税を適用する手続きを確立するまでの間は、関税が免除されます。²	2025年4月3日から、乗用車および軽トラックに対して25%の税率が適用されます。 2025年5月3日から、乗用車および軽トラックの指定自動車部品に25%の割引が適用されます。	- HTSUS（米国関税分類表）により連邦官報に掲載されている自動車および自動車部品に適用されます。 - 最新版のリストはこちらです → here. - イギリスとの未決貿易協定において、この税率を10%に固定する提案が盛り込まれています。

¹ 中国から輸入される自動車部品のほとんどは、25%のセクション 301 関税の対象となっています。ただし、電気自動車は 2024 年 9 月 27 日から 100%のセクション 301 関税が適用されます。

² USMCA は、自動車部品が関税の移行または地域別価値内容要件を満たすことを義務付けています（例：ほとんどの部品は北米産品が 65%～75%以上含まれる必要があります）。

232 アルミとスチールに関するタリフ	特定のアルミニウム（第76章）および鋼（第73章）製品ならびにHTSUSおよび連邦官報に記載された製品説明に該当するアルミニウム/鋼の派生製品に対し、すべての国から輸入され、消費のために輸入されたもの、または消費のために倉庫から引き出されたものについて、2025年6月4日午前12時1分（東部標準時）以降に適用されます。ただし、イギリスからの鋼およびアルミニウム製品ならびにその派生製品の輸入については、当該輸入品に対するセクション232関税は25%のまま維持されます。東部夏時間）に輸入されるもの、または消費のために倉庫から引き出されるもの。ただし、イギリスからの鉄鋼およびアルミニウム製品およびその派生品については、当該輸入品に対するセクション232関税は25%のまま維持される。セクション232関税の対象となる輸入者別製品除外措置は、その有効期限まで、または除外対象製品の輸入量が除外量に達するまで有効となります。 [1] ロシアからのアルミニウムおよび鋼は200%の関税が適用されます。 アルミに対する最新版のリストはこちら→（6/19/25時点） here. スチールに対する最新版のリストはこちら→（6/19/25時点） here. 2025年6月4日現在、鉄鋼およびアルミニウム製品およびその派生品における鉄鋼/アルミニウム含有量に基づく50%のセクション232関税は、当該含有量に基づいて報告されることとなります。鉄鋼およびアルミニウム製品およびその派生品における鉄鋼およびアルミニウム以外の含有量については、すべての国に対して10%の相互関税が適用されます。			
タリフの書類	中国	メキシコとカナダ	グローバル	補足
IEEPA フェンタニルタリフ	20%	USMCAの優遇措置の対象とならない製品については25%	N/A	
IEEPA 相互タリフ	6つの除外事項のいずれにも該当しない場合（右側の除外リストを参照）、2025年5月14日午前12時1分（東部夏時間）以降に輸入され、消費のために輸入された、または倉庫から消費のために引き出された中華人民共和国（香港およびマカオを含む）の輸入品に対して10%の関税が適用されます。 [1] 2025年5月12日にホワイトハウスが発表したとおり、以前の	N/A 参照 IEEPA フェンタニル関税（メキシコ/カナダ）。 IEEPA フェンタニル関税が廃止された場合、USMCA に基づく原産地要件を満たさない製品に対して 12% の IEEPA 相互関税が適用されます。	4月9日の国別の料金(参照 Annex I) は一時停止となっています。 上記の6つの除外事項のいずれにも該当しない場合、2025年4月10日から、製品に含まれる非米国産品の価値に対して10%の相互関税が適用されます。	以下の製品を除く、すべての製品に適用されます。 50 条合衆国法典 1702(b) 条に定める物品； 232条に基づくアルミニウム/鋼鉄関税の対象となるすべての製品； 232条に基づく自動車関税の対象となるすべての製品； - 相互関税表の別紙II Annex II に掲げる製品（2025年4月15日の特定の電子製品に関する免税措置の改正を含む）。 - HTSUSのコラム2に定められた税率の対象となる取引相

	125%の相互関税は90日間10%に引き下げられました。2025年5月12日現在、追加の除外措置は発表されていません。2025年5月12日の発表以前、中国は米国への輸入品に対し最大245%の関税を課されていました。これには、125%の相互関税、フェンタニル危機に対応するための20%の関税、および特定の商品に対するセクション 301 関税（7.5% から100%）が含まれていました。相互関税は90日間、10%に引き下げられました。		手国からのすべての品目; 及び 貿易拡大法第232条に基づく今後の措置により関税の対象となる可能性があるすべての物品。
非累積型関税措置	2025年6月3日、CBPは、非累積関税措置に関する新たな優先順位命令を発令しました。この命令は、2025年6月4日午前12時1分（東部夏時間）以降に輸入され、消費のために輸入された貨物、または倉庫から消費のために引き出された貨物に対して適用されます。優先順位は以下の通りです： (1) 232 自動車または自動車部品; (2) 232 アルミ; (3) 232 スチール; (4) IEEPA フェンタニル （カナダ）; (5) IEEPA フェンタニル （メキシコ）。 CBPは、以下の指針を提供しました： - まず、輸入者は、当該品目が232自動車/自動車部品関税の対象かどうかを判断する必要があります。対象の場合、当該品目は232アルミニウム関税、232鋼鉄関税、IEEPAフェンタニルカナダ関税、またはIEEPAフェンタニルメキシコ関税の対象外となります。 - 次に（当該品目が232自動車/自動車部品関税の対象でない場合）、輸入者は当該品目が232アルミニウム関税および/または232鋼鉄関税の対象であるかどうかを判断する必要があります。当該品目が232アルミニウム関税および/または232鋼鉄関税の対象である場合、当該品目はIEEPAフェンタニルカナダまたはIEEPAフェンタニルメキシコ関税の対象ではありません。		

- セクション301およびIEEPAに基づく中国に対するフエンタニル関税は、非累積適用措置の対象外であり、したがって、他の適用される関税と累積的に適用されます。

2025 年 5 月 3 日以降に輸入される、異なる国で製造されたりチウムイオン電池

(8507.60.00)

8507.60.00	Lithium-ion batteries.....		3.4% ^{10/}	Free (A, AU, B, BH, C, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, OM, P, PA, PE, S, SG)	40%
10	Of a kind used as the primary source of electrical power for electrically powered vehicles of subheadings 8703.40, 8703.50, 8703.60, 8703.70 or 8703.80.....	No. kg			
20	Other.....	No. kg			

中国	日本	韓国
バッテリーが乗用車および軽トラックに使用される場合： <u>通常レート (%)</u> : 8507.60.00 = 3.4% <u>301 タリフ</u>: 9903.91.10 (for 8507.60.0010)= 25%* * 2024 年 9 月 27 日に前大統領バイデンが発表した、中国からの輸入品（リチウムイオン電池を含む）を対象としたセクション 301 に基づく関税引き上げ措置。 9903.88.15 (for 8507.60.0020)= 7.5%** ** 2024 年 9 月 27 日に前大統領バイデンが発表したセクション 301 関税の引き上げ。2026 年 1 月 1 日から 25%に引き上げられます。 <u>IEEPA フェンタニル</u>: 9903.01.20 = 20% <u>232 自動車タリフ</u>: 9903.94.05 = 25%	バッテリーが乗用車および軽トラックに使用される場合： <u>通常レート (%)</u> : 8507.60.00 = 3.4% <u>232 自動車タリフ</u>: 9903.94.05 = 25% <u>IEEPA 相互タリフ</u>: 9903.01.33 = 免除 Total: 28.4%	バッテリーが乗用車および軽トラックに使用される場合： <u>通常レート (%)</u> : 8507.60.00 = 0 % (コラム 1 の特別レート (KR)) <u>232 自動車タリフ</u>: 9903.94.05 = 25% <u>IEEPA 相互タリフ</u>: 9903.01.33 = 免除 Total: 25%

IEEPA 相互タリフ: 9903.01.33 = 免除

Total: 55.9-73.4%

USMCA による準拠バッテリー (メキシコ製・カナダ製)

バッテリーが乗用車および軽トラックに使用される場合：

通常レート (%) : 8507.60.00 = 0 % (コラム 1 の特別レート ^{S3})

232 自動車タリフ: 9903.94.06 = 「商務長官が、CBP と協議の上、当該自動車部品の非米国産部分の価値にのみ関税を適用する手続きを確立し、連邦官報に通知を掲載するまでの間」免除されます。

IEEPA フェンタニル: 9903.01.14 および 9903.01.04* = 免除**

*** 9903.01.14 はカナダ製; 9903.01.04 はメキシコ製

IEEPA 相互タリフ: 9903.01.26 and 9903.01.27** = 免除**

**** 9903.01.26: カナダ産品 (カナダから無税で輸入される製品を含む)

9903.01.27: メキシコ産品 (米国・メキシコ・カナダ協定に基づき関税免除で輸入されるメキシコ産品を含む)

Total: 0%

³ USMCA の適用対象となる品目は、特別関税措置の対象となり、HTSUS の「1」欄の「特別」欄に「S」の記号が付与されます。